

京都府立清明高等学校PTA規約

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は京都府立清明高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校・家庭及び地域社会との連携を深め、教育環境の改善を支援するとともに、会員の教養向上と生徒の福祉増進を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び家庭教育に対する理解を深め、教育環境の改善を支援し、生徒の福祉増進を目的とする事業
- (2) 会員の生涯学習、及び親睦の強化に関する事業（研修会・機関誌の発行）
- (3) 地域青少年の福祉増進のため活動する諸団体と連携した事業
- (4) その他、本会の目的を達成するため、適切と思われる事業

(性格)

第4条 本会は社会教育関係団体であり、政治的・経済的・宗教的団体、並びに他のいかなる団体の干渉も受けない。

(会員の権利・義務)

第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、及び教職員に限る。また、会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第2章 役 員

(役種・定数等)

第6条 本会に次の役員を置く。なお、教職員会員は会長が委嘱する。

1 役員

- (1) 会 長 1 名 保護者会員より選出する。
- (2) 副 会 長 2 名 保護者会員より選出する。
- (3) 書 記 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。
- (4) 会 計 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。
- (5) 本部委員 若干名 保護者会員より選出する。

2 会計監査 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。

(任務)

第7条 役員及び会計監査の任務は次のとおりである。

1 役員

- (1) 会長は本会を代表し、会務をつかさどり、すべての会議を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
- (3) 書記は会長のもとで事務を助け、特に記録文書に関する庶務に当たる。
- (4) 会計は会計に関する事務を行い、総会に会計報告をする。
- (5) 本部委員は会長のもとで会の運営に関する協議を行い、会務の執行に協力する。

2 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は選出の日からその年度末までとする。但し、PTA設立年度に限り、役員
の任期は選出の日から次年度末までとする。また、再選を妨げない。なお、次年度の後任
者が決定するまで、その任務を行なう。

(選挙)

第9条 役員選挙は毎年度、別に定める役員選挙細則によって行う。但し、PTA設立年度
に限り、設立総会において立候補した者の中から役員を選出する。

第3章 機 関

(機関)

第10条 本会の運営は次の機関によって行う。

総会、役員会、委員会

(総会)

第11条 総会は本会の最高の議決機関で、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 予算の決定、決算の承認
- (3) 年間事業の決定
- (4) 役員会処理事項の報告
- (5) その他必要な事項

2 定例総会は毎年1回開催することとし、臨時総会は役員会の決定又は、会員の7分の1以
上の要請があれば開催することができる。総会は、会長が招集し、開催はその5日前までに
議案を付して全会員に通知しなければならない。なお、総会の定足数は会員総数の5分の1
以上とする。

3 総会の議長は役員外より選出する。

(役員会)

第12条 役員会は校長・副校長の参加の上、役員をもって構成し、次の事項を協議し会務の執
行に努力する。

- (1) 総会に基づく事項

- (2) 緊急に処理すべき事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 役員会は構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。また、会長は運営上、拡大役員会として、各委員会の代表の出席を求めることができる。

(委員会の設置)

第13条 役員会は必要事項会務の円滑を期するため、必要な委員会を設けることができる。

(議決方法・委任状)

第14条 議事は多数決で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。出席できない会員又は役員は委任状を提出するものとする。なお、委任状の取り扱いは、これを出席と認め、議長に一任するものとする。第11条第1項第1号(規約の制定改廃)は3分の2以上の賛成を要する。

第4章 会 計

第15条 会員は総会により決定された額を会費として納入する。本会の経費は会費その他の収入によってまかなう。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。但し、PTA設立年度に限り、会計年度は設立総会の日から翌年3月末までとする。

付 則 本規約は平成27年10月3日より実施する。
本規約は令和3年4月1日より実施する。

弔慰規定

第1条 弔慰基準は次のとおりとする。

- (1) 会員又は生徒の死亡の場合 5,000円と櫛(生花)又はこれに相当する物
- (2) 会員の配偶者死亡の場合 5,000円

第2条 この規定により支払われた弔慰金の返礼は、一切受け取らないものとする。